

霧島市条例第49号
令和元年12月27日

霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人地区共同利用施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中「260円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「150円」を「160円」に、「310円」を「320円」に、「220円」を「230円」に改め、同表の備考の3中「570円」を「590円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。